

令和6年度

# 自衛隊一般幹部候補生採用要項



防衛省

## 1 受付期間

第1回：令和6年3月1日(金)から4月12日(金)まで(締切日必着)

第2回：令和6年4月24日(水)から6月13日(木)まで(同上)

第3回：令和6年8月26日(月)から9月26日(木)まで(同上)

※ 採用予定人員数の採用が見込まれる場合は、第2回目以降の試験を実施しません。

※ 第1回目と第2回目の同一区分(陸・海・空)での受験はできません。(第3回目については同一区分での受験が可能です。)

## 2 採用予定数等(参考 令和5年度)(注1)

区 分		男子	女子
陸上自衛隊	一般幹部候補生(大卒程度試験)	一般要員	約190名
		音楽要員	約40名
		若干名(注2)	
一般幹部候補生(院卒者試験)		約10名(注2)	
海上自衛隊	一般幹部候補生(大卒程度試験)	一般要員	約89名
		飛行要員	約22名
一般幹部候補生(院卒者試験)		約9名(注2)	
航空自衛隊	一般幹部候補生(大卒程度試験)	一般要員	約84名(注2)
		飛行要員	
		音楽要員	
	一般幹部候補生(院卒者試験)		約10名(注2)
		若干名(注2)	
		約10名(注2)	

注1：第1回目と第2回目を合わせた採用予定数です。

なお、令和6年度の採用予定数につきましては、決定次第、自衛官募集ホームページ等でお知らせいたします。

注2：男女の区分なく採用します。

区 分		内 容	
陸上	一般幹部候補生(大卒程度試験)	一般要員	陸上自衛隊の音楽及び医療関係を除く全職種に配置されるものです。
		音楽要員	陸上自衛隊の音楽科職種(指揮)に配置されるものです。
一般幹部候補生(院卒者試験)		一般要員	陸上自衛隊の音楽及び医療関係を除く全職種に配置されるものです。
海上	一般幹部候補生(大卒程度試験)	一般要員	海上自衛隊の航空機操縦職域、音楽及び医療関係を除く全職域に配置されるものです。
		飛行要員	海上自衛隊の航空機操縦職域等に配置されるものです。
一般幹部候補生(院卒者試験)		一般要員	海上自衛隊において専門技術を生かし、技術関係職域に配置されるものです。
航空	一般幹部候補生(大卒程度試験)	一般要員	航空自衛隊の航空機操縦職域、音楽及び医療関係を除く全職域に配置されるものです。
		飛行要員	航空自衛隊の航空機操縦職域等に配置されるものです。
		音楽要員	航空自衛隊の音楽職域(指揮)に配置されるものです。
	一般幹部候補生(院卒者試験)		一般要員
		飛行要員	航空自衛隊の航空機操縦職域等に配置されるものです。

飛行要員については、航空機操縦以外の職域に配置されることもあります。

## 3 応募資格

### (1) 大卒程度試験

令和7年4月1日現在、次の各号のいずれかに該当する者

ア 22歳以上26歳未満の者

イ 20歳以上22歳未満の者で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者(令和7年3月卒業見込みの者を含む。)

ウ 26歳以上28歳未満の者で、学校教育法に基づく大学院の修士課程若しくは専門職大学院の課程を修了した者又はこれに相当すると認められる者(令和7年3月学位取得見込みを含む。以下「修士課程修了者等」という。)

※ 現に自衛官(合格発表の日)に自衛官に任官している見込みの自衛官候補生を含む。)である者については22歳以上28歳未満の者

### (2) 院卒者試験

令和7年4月1日現在、修士課程修了者等で、20歳以上28歳未満の者(注)

注：6年制の学部(医学部、歯学部、薬学部(4年制課程を除く。)、獣医学部)の修了者及びこれらの課程いずれかの修了見込みの者は、修士課程修了者等と同等の資格があると認める者として、院卒者試験を受験することができます。

### (3) 大卒程度試験及び院卒者試験は、併願が可能です。

- (4) この試験を受けられない者
- ア 日本国籍を有しない者
  - イ 自衛隊法第38条第1項の規定により自衛隊員となることができない者
    - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
    - 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
    - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加わった者
  - ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とする者以外)

#### 4 試 験

##### (1) 第1次試験

###### ア 試験期日

- 第1回：令和6年4月20日(土)筆記試験      令和6年4月21日(日)筆記式操縦適性検査(飛行要員志願者のみ。)
- 第2回：令和6年6月22日(土)筆記試験
- 第3回：令和6年10月5日(土)筆記試験

###### イ 試験会場

各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部ごとに、1か所以上の試験会場を設置します(受付時又は自衛隊受験票交付時にお知らせします。)

###### ウ 試験種目

###### (ア) 筆記試験

	区 分	形 式	試験時間 (注1)	内 容	摘 要
共 通	一般教養	択一式	180分	第I分野(人文科学、社会科学、自然科学及び英語) 第II分野(文章理解、数的推理、判断推理及び資料解釈)	大学教養課程 修了程度
	専 門		110分	人文科学、社会科学(注2)、理・工学のうちから1科目選択 ただし、音楽要員志願者は音楽科目を受験	
大卒程度試験 (注3)	専 門	記述式 (注4)	90分	心理、教育、英語、行政、法律、経済、国際関係、社会、数学、物理、化学、 情報工学、電気、電子、機械(造船を含む。)、土木、建築、航空工学、海洋・ 航海のうちから1科目選択 ただし、音楽要員志願者は音楽科目を受験	大学専門課程 修了程度
院卒者 試験 (注3)			理・工学	数学、物理、化学、情報工学、電気、電子、機械(造船を含む。)、土 木、建築、航空工学及び海洋・航海のうちから1科目選択	
			法学(注2)	行政、法律、国際関係のうちから1科目選択	

注1：試験時間については目安です。確定次第、自衛官募集ホームページでお知らせします。

注2：院卒者試験受験者のうち海上自衛隊志願者は、専門(択一式)の「人文科学」「社会科学」及び専門(記述式)の「法学」は選択できません。

注3：大卒程度試験と院卒者試験の併願者については、共通科目の一般教養・専門(択一式)に加え、双方の専門(記述式)を受験していただきます。

注4：専門(記述式)の採点は、第1次試験合格者について行い、第2次試験の結果と併せて最終合格の決定に用います。

※ 不正行為と疑われるような行為、行動は慎んでください。不正行為を行った場合は、直ちに試験をやめていただきます。また、受験したすべての試験の成績を無効とします。

###### (イ) 筆記式操縦適性検査(飛行要員志願者のみ。)

##### エ 第1次試験合格者発表

第1回第1次試験合格者は、令和6年5月17日(金)、第2回第1次試験合格者は、令和6年7月18日(木)、第3回第1次試験合格者は、令和6年10月31日(木)に各自衛隊地方協力本部ホームページに掲載するとともに合格通知及び第2次試験の案内の送付をもって通知します。

なお、不合格者には通知しません。

##### (2) 第2次試験

第1次試験合格者のみ行います。

###### ア 試験期日

- 第1回：令和6年5月24日(金)から5月30日(木)
- 第2回：令和6年7月30日(火)から8月5日(月)
- 第3回：令和6年11月8日(金)から11月11日(月)

###### イ 試験会場

陸上・海上・航空自衛隊別に全国の主要都市等で実施します(細部は、別途各人へ通知します。)

なお、音楽要員志願者の試験は東京近傍で実施します。

###### ウ 試験種目

- (ア) 小論文試験(採点結果は、最終合格の決定に用います。)
- (イ) 口述試験
- (ウ) 身体検査(ただし、飛行要員志願者のみ航空身体検査を実施)
- (エ) 音楽適性検査(聴音・視唱・楽器・指揮検査。音楽要員志願者のみ実施)

##### エ 第2次試験合格者発表(海上・航空自衛隊の飛行要員のみ発表します。)

第1回第2次試験合格者は、令和6年6月13日(木)(海上自衛隊)、令和6年6月17日(月)(航空自衛隊)に各自衛隊地方協力本部ホームページ及び自衛官募集ホームページに掲載するとともに合格通知及び第3次試験の案内の送付をもって通知します。

なお、不合格者には通知しません。

陸上・海上・航空自衛隊の飛行要員以外の区分は、第2次試験合格者発表は行わず、「6合格者の発表」にて最終合格者の発表及び合格通知書の送付を行います。

オ 主な身体検査の合格基準(注1)

検査項目	一般幹部候補生(飛行要員を除く。)	一般幹部候補生(飛行要員)(注2)
身長	男子は150cm、女子は140cm以上のもの	158cm以上190cm以下のもの
体重	身長と均衡を保っているもの(注3)	
胸囲	身長と均衡を保っているもの(注3)	
肺活量	男子は3,000cc、女子は2,400cc以上のもの	
視力	両側とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が0.8以上であるもの	両側とも遠距離裸眼視力が0.1以上で矯正視力が1.0以上(ただし、裸眼視力が0.2未満の者にあつては、矯正視力がマイナス6.0ジオプトリーからプラス3.0ジオプトリーを超えない屈折度のレンズによって1.0以上であるもの)、中距離裸眼視力又は矯正視力が0.2以上、近距離裸眼視力又は矯正視力が1.0以上で、近視矯正手術及びオルソケラトロジーを受けていないこと(注4)(注5)。
色覚	色盲又は強度の色弱でないもの	正常なもの
聴力	正常なもの	
歯	多数の歯又は欠損歯(治療を完了したものを除く。)のないもの	
その他 (尿検査) (胸部X線検査等) (注6)	1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息(小児期に喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作のないものは除く。) (2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 (3) 腰痛及び腰痛の既往歴のあるもの(2年以上無症状で再発のおそれのないものは除く。)、脊椎疾患に関わる手術を2年以内に受けたもの (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれんやローランドてんかんの既往(服薬なしで発作が過去5年間なく、再発のおそれがないもので診断書等が必要)等を除く。) (5) 過度の肥満症 (6) 高血圧症、低血圧症 3 開腹手術の既往歴がないもの(ただし、次のものを除く。) (1) 外そけい・臍ヘルニア根治術 (2) 腸管癒着症状を残さない虫垂切除術 (3) 開腹手術のうち、腹腔鏡下手術の実施後1年以上再発・後遺症がないもの (4) 開腹手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの 4 刺青がないもの(注7)・自殺企図の既往歴のないもの・妊娠中でないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの	

- 注1：記載された検査項目以外にも、自衛隊の任務を遂行する上で支障を来す疾患(重篤な症状を来す可能性の高い食物アレルギーなど)について不合格となる場合があります。「不合格疾患一覧表」は、自衛官募集ホームページ(重要なお知らせ)に掲載しておりますので、ご確認ください。
- 注2：海上自衛隊飛行要員については、航空身体検査の一部を第3次試験で実施します。
- 注3：「身長と均衡を保っているもの」の基準については合格基準表(5ページ)のとおり。なお、体重が基準を超過していても、体脂肪率を測定して合格とする場合があります。細部はお近くの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。
- 注4：矯正視力で受検する方は遠距離視力、中距離視力及び近距離視力を同一の矯正眼鏡(遠近両用眼鏡及びコンタクトレンズ不可)で測定しますので、矯正眼鏡を必ず持参してください。中距離視力の測定は、近距離視力表を用い眼前80cmにおいて片眼ずつ検査します。
- 注5：近視矯正手術(オルソケラトロジーを含む。)を受けていないことを確認するための角膜形状に関する検査は第3次試験で実施します。
- 注6：「**既往歴**」、「**手術歴**」又は**身体上不安等のあるものは、問診表に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。**  
**事実と異なる申告をした場合は、合格通知されていてもその事実が判明した時点で不合格となる場合があります。**
- 注7：専ら美容を目的として眉又はまぶたにほどこされたものについては、この限りではありません。

※ 身体検査のため、Tシャツ及び短パンを持参してください。  
 ※ 身体検査の合格基準については、変更になる場合があります。変更事項は自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

- (3) 第3次試験(海上・航空自衛隊の飛行要員のみ。)  
 第1回第2次試験合格者のみ行います。合格者については「6合格者の発表」にて最終合格者の発表及び合格通知書の送付を行います。

ア 試験期間等

区分	試験期間	備考
海上自衛隊	6月20日(木)～6月24日(月)のうち指定する1日	――
航空自衛隊	7月13日(土)～7月18日(木)	1 いずれかの期間を指定します。 2 天候等やむを得ない理由により、試験期間を延長又は左記以外に再設定する場合があります。なお、その際に発生するキャンセル料等は自己負担となります。 3 受験者の体調不良等、自己都合による検査期間の延長は認められません。 注：状況により実施しない場合があります。
	7月20日(土)～7月25日(木)	
	7月27日(土)～8月1日(木)(注)	

イ 試験会場

区分	試験会場
海上自衛隊	自衛隊大湊衛生隊(青森県むつ市大湊町14-47)
	同 横須賀病院(神奈川県横須賀市田浦港町1776-1)
	同 舞鶴衛生隊(京都府舞鶴市大字泉源寺小字知中1537-1)
	同 呉病院(広島県呉市昭和町6-34)
	同 佐世保衛生隊(長崎県佐世保市平瀬町18)
航空自衛隊	静浜基地(静岡県焼津市上小杉1602)
	防府北基地(山口県防府市田島無番地)

ウ 試験科目

区分	種目
海上自衛隊	航空身体検査(一部)
航空自衛隊	1 操縦適性検査(注1) 実際(複座機)に搭乗して行う飛行適性の検査(注2)、コンピュータ検査(注2)及び面接検査を行います。 2 医学適性検査(注3)

- 注1：第2次試験における航空身体検査を矯正視力で受検した方は、第3次試験においても必ず矯正眼鏡(遠近両用眼鏡及びコンタクトレンズ不可)を持参してください。また、矯正視力(眼鏡未保有)で受検した方についても遠距離視力1.0以上の基準を満たす眼鏡(遠近両用眼鏡及びコンタクトレンズ不可)を持参を推奨します。
- 注2：平成29年度以降の航空自衛隊航空学生及び一般幹部候補生において、「搭乗して行う飛行適性の検査」及び「コンピュータ検査」を受験された方は、当該検査は省略されます。
- 注3：医学適性検査では、脳波、腎機能、心電図、角膜形状(近視矯正手術歴)、色覚等を検査します。

## 5 受験手続

### (1) 受験手続の方法

次のいずれかの方法で受験手続をしてください。

インターネットによる方法	郵送又は持参による方法												
<p>自衛官募集ホームページ (<a href="https://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/">https://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/</a>) からインターネット応募サイトへアクセスし、画面の指示に従って必要事項を正しく入力し、応募受付期間中に送信してください。</p> <p>応募受付期間中に本申込が完了した旨の電子メールが届かない場合は、応募受付期間中に必ず応募した自衛隊地方協力本部まで問い合わせてください。(注)</p> <p>注：インターネット応募にあたっての説明と各応募受付画面の留意事項を必ず確認してください。自衛隊受験票発行通知メールを受領後に、自衛隊受験票をダウンロードして印刷してください。</p>	<p>ア 志願書類の請求 志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部において、取り扱っています。志願書類の送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒(A4判)に切手(180円)を貼って同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求してください。 その際、「<u>一般幹部候補生志願書類</u>」の請求であることを明記してください。 自衛官募集ホームページ(<a href="https://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/">https://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/</a>)から志願書類を請求又はダウンロードすることもできます。</p> <p>イ 提出書類及び提出先 志願者は、次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> <th>必要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>志 願 票</td> <td>所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。 (脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>自衛隊受験票</td> <td>志願票と同じ写真を貼ってください。</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>返信用封筒 (長形3号)</td> <td>宛先を明記し、返信用切手(110円)を貼ってください(注2)</td> <td>1部</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：写真は志願票及び自衛隊受験票用で2枚必要になります。本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。 注2：後日、返信用封筒をもって試験についてご連絡する予定です。試験日前になっても自衛隊受験票が届かない場合は、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部へお問い合わせください。</p> <p>ウ 志願に関する注意事項 (ア) 志願書類に記入もれ、その他の不備がある場合は、受理しないことがあります。また、受理後は、志願事項の変更は認めません。 (イ) 志願書類受理後は、いかなる理由があっても志願書類は返却しません。</p>	項目	内 容	必要数	志 願 票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。 (脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)	1部	自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼ってください。	1部	返信用封筒 (長形3号)	宛先を明記し、返信用切手(110円)を貼ってください(注2)	1部
項目	内 容	必要数											
志 願 票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。 (脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)	1部											
自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼ってください。	1部											
返信用封筒 (長形3号)	宛先を明記し、返信用切手(110円)を貼ってください(注2)	1部											

### (2) 提出書類及び提出先

大卒程度試験の第2次試験受験者のうち令和7年4月1日現在、20歳以上22歳未満の者は、大学卒業(見込)証明書、自衛官を除く26歳以上28歳未満の者及び院卒者試験の第2次試験受験者は、大学院修士課程等の修了(見込)証明書又は学位記(写し可)を第1回は令和6年6月24日(月)、第2回は令和6年9月2日(月)、第3回は令和6年12月12日(木)までに下記提出先へ提出してください。

区 分	提 出 先		
	郵便番号	所 在 地	部 署
陸上自衛隊希望者	162-8802	東京都新宿区市谷本村町5-1 ☎03-3268-3111(代表)	陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課募集班
海上自衛隊希望者	162-8803		海上幕僚監部人事教育部人事計画課募集推進室
航空自衛隊希望者	162-8804		航空幕僚監部人事教育部募集・援護課募集班

注：提出いただく卒業(見込)証明書、修了(見込)証明書又は学位記(写し可)は返却いたしません。

## 6 合格者の発表

### (1) 最終合格発表日

第1回：令和6年7月4日(木)(陸上自衛隊)、令和6年7月11日(木)(海上自衛隊)、令和6年8月22日(木)(航空自衛隊)  
第2回：令和6年9月19日(木)  
第3回：令和6年12月23日(月)

### (2) 最終合格者は、各自衛隊地方協力本部ホームページ及び自衛官募集ホームページに掲載するとともに合格通知書等の送付をもって通知します。なお、不合格者については通知しません。

合格通知書等は、送付事情などにより、延着、不着となる場合もありますので、できるだけ自衛官募集ホームページ等で確認してください。合格通知書等が発表の日から5日経過しても到着しない場合には、至急志願書類を提出した自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

### (3) 合格の理由等に関する照会には原則応じられません。

注：個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく保有個人情報の開示請求は除く。

### (4) 最終合格者には、採用に関する意向調査を行います。意向調査において応諾した者は、採用予定者となります。

## 7 入 隊

### (1) 採用予定者は、令和7年3月中旬から4月上旬、陸海空いずれかの自衛隊に入隊し、それぞれ次の学校に入校することとなります。細部日時については、採用予定者に対し書類の送付をもってお知らせいたします。

区 分	名 称	所 在 地	入校期間
陸上自衛隊幹部候補生	陸上自衛隊幹部候補生学校	福岡県久留米市高良内町2728	約39週間
海上自衛隊幹部候補生	海上自衛隊幹部候補生学校	広島県江田島市江田島町国有無番地	約1年間
航空自衛隊幹部候補生	航空自衛隊幹部候補生学校	奈良県奈良市法華寺町1578	約34週間

### (2) 入隊時に再度身体検査を行います。この際、異常のある者は不採用となる場合がありますので、健康管理には十分注意してください。入隊までの間に異常が生じた場合は、担当する自衛隊地方協力本部までご連絡ください。

なお、併せて薬物使用検査を実施します。

### (3) 次のいずれかに該当することとなった場合は、採用されません。

ア 大卒程度試験合格者のうち、令和7年4月1日現在、20歳以上22歳未満の者で、大学を卒業していない場合

イ 大卒程度試験合格者(自衛官を除く。)のうち、令和7年4月1日現在、26歳以上28歳未満の者で修士課程等を修了していない場合

ウ 大卒程度試験合格者(修士課程修了者等を除く。)のうち、26歳以上28歳未満の者で、入校日に自衛官として勤務していない場合

エ 院卒者試験合格者のうち、令和7年4月1日現在、修士課程を修了していない場合

### (4) 採用されるまでの間に隊員となるにふさわしくない行為があった場合は、採用予定を取り消されることがあります。

## 8 採用後の処遇

### (1) 任官後の階級

大卒程度試験合格者：3等陸・海・空尉 院卒者試験合格者：2等陸・海・空尉

### (2) 初任給の月額(令和6年1月1日現在)(注)

ア 大卒程度試験合格者

修士課程修了者等以外：243,500円 修士課程修了者等：258,600円

イ 院卒者試験合格者：262,200円

注：初任給は、採用予定者の学歴・職歴等により異なります。また、法律の改正により改定される場合があります。

## 9 そ の 他

### (1) 住所等を変更した場合

志願書類の提出後、住所等を変更したときには、速やかに次のところへ書面で連絡してください。

- ・第2次試験終了前に変更した場合・・・志願書類を提出した自衛隊地方協力本部
- ・第2次試験終了後に変更した場合・・・4ページ5受験手続(2)の提出先

### (2) 受験のための交通費及び宿泊費は、各自の負担になります。

### (3) その他、不明な点については、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

合格基準表

一般幹部候補生(飛行要員を除く。)		
身長	体重	体重超過の判定基準
cm	kg以上	kg以上
140.0~	— (38)	— (52)
142.0~	— (39)	— (53)
145.0~	— (40)	— (55)
148.0~	— (42)	— (57)
150.0~	44 (43)	65 (58)
152.0~	45 (43.5)	67 (59.5)
155.0~	47 (44)	69 (62)
158.0~	47.5 (44.5)	71.5 (64.5)
161.0~	48 (45)	74 (67)
164.0~	49 (46)	76.5 (69.5)
167.0~	50 (47.5)	79 (72)
170.0~	52 (49)	81.5 (74.5)
173.0~	54 (51)	84 (77)
176.0~	56 (53)	86.5 (79.5)
179.0~	58 (55)	89 (82)
182.0~	60 (57)	91.5 (85)
185.0~	62 (59)	94 (88)
188.0~	64 (61)	96.5 (91)
191.0~	66 (63)	99 (94)

\* 括弧内は女子の場合を示し、他は男女共通です。

志願票・自衛隊受験票記入例

一般幹部候補生 志願票

(幹)

① 氏名 ぼうえい いちろう 女

② 生年月日 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (採用年の4月1日現在) 満 〇〇歳

③ 職業 大学生

④ 試験 区分 一般 飛行 (1次) 〇〇〇 (2次) 〇〇〇

⑤ 希望試験場

⑥ 特技 英検2級

⑦ 現住所 東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇〇番地 〇〇〇マンション〇〇〇号室

⑧ 家族等連絡先 父 宮城県仙台市〇〇区〇〇〇

⑨ 学歴 〇〇高等学校 〇〇科 宮城県仙台市 〇年〇月-〇年〇月 卒業(卒業見込)・中退

⑩ 職歴 (株)〇〇〇〇産業 営業 東京都練馬区〇〇〇 〇年〇月-〇年〇月

⑪ 過去の自衛官等の受験 自衛隊員(予備自衛隊、即任予備自衛隊、予備自衛官補及び防衛官を含む。)記入欄

注：記入上の注意  
 1 専ら上は印刷シテ(ボールド)で本人が楷書で書き記入してください。  
 2 右の上二重線内の「受付・指定試験場」欄には記入しないでください。  
 3 記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。  
 4 記入事項に不記載がある採用を取り消される場合があります。  
 5 志願票に記載した内容は、自衛官等の募集以外の目的では使用することはありません。

自衛隊受験票

受付地方協力本部

応募種別 一般幹部候補生(大卒程度・院卒者)、航空学生、一般幹部候補生、医師・歯科幹部自衛官、キャリア採用幹部(陸・海・空)、技術曹(陸・海・空)、防衛大学校学生(推薦・総合選抜・一般)、防衛医科大学校学生(医学科・看護学科(自衛官候補看護学生))、陸上自衛隊高等工科大学校学生(推薦・一般)、自衛官候補生、予備自衛官補(一般・技能(陸上)・技能(海上))その他( )

受験番号

氏名 ぼうえい いちろう 防衛 一郎

試験場

試験日時

写真 (志願票と同じものを貼り付ける) 縦4×横3cm

注：1 応募種別、氏名欄のみ記入、応募種別は該当を○で囲むこと。  
 2 一般幹部候補生志願者は、大卒程度・院卒者の区分を○で囲むこと。  
 3 キャリア採用幹部志願者は、陸・海・空の区分を○で囲むこと。  
 4 技術曹志願者は、陸・海・空の区分を○で囲むこと。  
 5 防衛大学校学生志願者は、推薦・総合選抜・一般の区分を○で囲むこと。  
 6 防衛医科大学校学生志願者は、医学科・看護学科(自衛官候補看護学生)の区分を○で囲むこと。  
 7 陸上自衛隊高等工科大学校学生志願者は、推薦・一般の区分を○で囲むこと。  
 8 予備自衛官補志願者は、一般・技能(陸上)・技能(海上)の区分を○で囲むこと。

一般幹部候補生(飛行要員)			
身長	胸囲	体重	
		下限	上限
cm	cm以上	kg以上	kg未満
150.0~	—	—	—
152.0~	—	—	—
155.0~	—	—	—
158.0~	77.5	50	71.5(64.5)
161.0~	78.5	50	74 (67)
164.0~	79	50	76.5(69.5)
167.0~	80	51.5	79 (72)
170.0~	80.5	53	81.5(74.5)
173.0~	81.5	54.5	84 (77)
176.0~	82	56	86.5(79.5)
179.0~	83	58	89 (82)
182.0~	84	60	91.5(85)
185.0~	84.5	62	94 (88)
188.0~	85.5	64	96.5(91)
191.0~	—	—	—

\* 括弧内は女子の場合を示し、他は男女共通です。

☆志願票の「記入上の注意」をよく読んで下記の要領で記入してください。

- 「氏名」：戸籍に記載されているとおり正確に記入
- 「生年月日」：年齢は令和7年4月1日現在の年齢を記入
- 「職業」：「大学生」、「大学院生」、「専門学校生」、「会社員」、「無職」等と記入
- 「試験・職域希望」：希望するものを選択(陸・海・空)して○で囲み、一般及び飛行欄(大卒程度・院卒者)の希望する区分にのみ希望する順位(1~最大4まで)を記入してください。ただし、大卒程度試験及び院卒者試験の併願は、応募資格に適合する者のみ可能です。また、「飛行」の希望がある場合は、飛行要員としての選考に必要な検査を受検していただきます。  
 なお、空で「一般」「飛行」のいずれも希望する場合は、飛行要員の選考を優先します。  
 陸の一般の院卒者を希望する場合は、当該欄に希望する順位に加え、「理工」又は「法」と記入してください。

(例)

区分	一般		飛行	
	大卒程度	院卒者	大卒程度	院卒者
陸	2	1理工		

音楽要員を希望する場合、陸上自衛隊は「陸」の「一般」の「大卒程度」欄に「音」、航空自衛隊は「空」の「一般」の「大卒程度」欄に「音」と記入してください。

(例)

区分	一般		飛行	
	大卒程度	院卒者	大卒程度	院卒者
陸	音			

- 「希望試験場」：担当地方協力本部に確認のうえ記入
- 「特技・資格免許」：国家資格免許等を記入
- 「現住所」：志願者本人の現住所を都道府県から番地、マンション名・室番号まで詳細に記入。また、電話番号(携帯可)も志願者本人と直接連絡が取れるものを記入  
 なお、「メールアドレス(連絡希望者)」は合格を通知するためのものではありません。
- 「家族等連絡先」：志願者本人と連絡が取れない場合に代理となる方の氏名、続柄、住所(都道府県から番地、マンション名・室番号)及び電話番号を記入。ただし、住所が現住所と同じであれば住所欄に「同上」と記入。また、代理となる方がいない場合は空欄可
- 「学歴」：学歴を記入し、「卒業・卒業見込・中退」のいずれかを○で囲む。
- 「職歴」：今までの就職先(在学中以外のアルバイトも含む。)を記入し、無職の場合も、勤務先欄に「無職」と記入し、在職期間の欄にその期間を記入
- 「過去の自衛官等の受験」：受験経験者は「有」を○で囲み、最新の受験種目、年月を記入し、未経験者は「無」を○で囲む(自衛官等とは、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官補、自衛隊費貸学生、防衛大学校学生、防衛医科大学校学生及び高等工科大学校生徒をいう。)
- 「自衛隊員記入欄」：該当者は記入。予備自衛官補は現職欄のみ記入(階級は予備自衛官補と記入)し、予備自衛官は現職欄及び退職欄(予備自衛官補からの任用者は除く。)ともに記入(階級は予備〇士(例)と記入)

注：記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。

注：志願票については変更になる可能性があります。詳細については最寄りの自衛隊地方協力本部で確認してください。

注：年月日は和暦で記入してください。

注：写真(志願票及び自衛隊受験票用)：本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可

<自衛隊法第38条第1項>

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

●志願書類の請求・提出先(受付機関)

地方協力本部	郵便番号	所在地	電話番号	URL
札幌	060-8542	札幌市中央区北4条西15丁目1	011(631)5472	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/">https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/</a>
函館	042-0934	函館市広野町6-25	0138(53)6241	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/">https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/</a>
旭川	070-0902	旭川市春光町国有無番地	0166(51)6055	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/">https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/</a>
帯広	080-0024	帯広市西14条南14丁目4	0155(23)5882	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/">https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/</a>
青森	030-0861	青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F	017(776)1594	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/aomori/">https://www.mod.go.jp/pco/aomori/</a>
岩手	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎2F	019(623)3236	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/iwate/">https://www.mod.go.jp/pco/iwate/</a>
宮城	983-0842	仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F	022(295)2612	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/">https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/</a>
秋田	010-0951	秋田市山王4丁目3-34	018(823)5404	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/akita/">https://www.mod.go.jp/pco/akita/</a>
山形	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1・2F	023(622)0712	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/">https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/</a>
福島	960-8112	福島市花園町5番46号 福島第2地方合同庁舎2F	024(531)2351	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/">https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/</a>
茨城	310-0061	水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎4F	029(231)3315	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/">https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/</a>
栃木	320-0043	宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F	028(634)3385	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/">https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/</a>
群馬	371-0805	前橋市南町3丁目64-12	027(221)4471	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/gunma/">https://www.mod.go.jp/pco/gunma/</a>
埼玉	330-0061	さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎3F	048(831)6043	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/saitama/">https://www.mod.go.jp/pco/saitama/</a>
千葉	263-0021	千葉市稲毛区轟町1丁目1-17	043(251)7151	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/chiba/">https://www.mod.go.jp/pco/chiba/</a>
東京	162-8850	新宿区市谷本村町10番1号	03(3260)0543	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/">https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/</a>
神奈川	231-0023	横浜市中区山下町253-2	045(662)9429	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/">https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/</a>
新潟	950-0954	新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7F	025(285)0515	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/niiyata/">https://www.mod.go.jp/pco/niiyata/</a>
山梨	400-0031	甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎2F	055(253)1591	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/">https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/</a>
長野	380-0846	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F	026(233)2108	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/nagano/">https://www.mod.go.jp/pco/nagano/</a>
静岡	420-0821	静岡市葵区柚木366	054(261)3151	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/">https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/</a>
富山	930-0856	富山市牛島新町6-24	076(441)3271	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/toyama/">https://www.mod.go.jp/pco/toyama/</a>
石川	921-8506	金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎3F	076(291)6250	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/">https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/</a>
福井	910-0019	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10F	0776(23)1910	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukui/">https://www.mod.go.jp/pco/fukui/</a>
岐阜	502-0817	岐阜市長良福光2675-3	058(232)3127	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/gifu/">https://www.mod.go.jp/pco/gifu/</a>
愛知	454-0003	名古屋市中川区松重町3-41	052(331)6266	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/aichi/">https://www.mod.go.jp/pco/aichi/</a>
三重	514-0003	津市桜橋1丁目91	059(225)0531	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/mie/">https://www.mod.go.jp/pco/mie/</a>
滋賀	520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F	077(524)6446	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/shiga/">https://www.mod.go.jp/pco/shiga/</a>
京都	604-8482	京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎3F	075(803)0820	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/">https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/</a>
大阪	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館3F	06(6942)0715	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/osaka/">https://www.mod.go.jp/pco/osaka/</a>
兵庫	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F	078(261)8600	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/">https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/</a>
奈良	630-8301	奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1F	0742(23)7001	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/nara/">https://www.mod.go.jp/pco/nara/</a>
和歌山	640-8287	和歌山市築港1丁目14-6	073(422)5116	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/">https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/</a>
鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F	0857(23)2251	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tottori/">https://www.mod.go.jp/pco/tottori/</a>
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F	0852(21)0015	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/shimane/">https://www.mod.go.jp/pco/shimane/</a>
岡山	700-8517	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F	086(226)0361	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/okayama/">https://www.mod.go.jp/pco/okayama/</a>
広島	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F	082(221)2957	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/">https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/</a>
山口	753-0092	山口市八幡馬場814	083(922)2325	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/">https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/</a>
徳島	770-0941	徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5F	088(623)2220	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/">https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/</a>
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F	087(823)9206	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/">https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/</a>
愛媛	790-0003	松山市三番町8丁目352-1	089(941)8381	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/ehime/">https://www.mod.go.jp/pco/ehime/</a>
高知	780-0061	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8F	088(822)6128	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kochi/">https://www.mod.go.jp/pco/kochi/</a>
福岡	812-0878	福岡市博多区竹丘町1丁目12番	092(584)1881	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/">https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/</a>
佐賀	840-0047	佐賀市与賀町2-18	0952(24)2291	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/saga/">https://www.mod.go.jp/pco/saga/</a>
長崎	850-0862	長崎市出島町2-25 防衛省長崎合同庁舎	095(826)8844	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/">https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/</a>
大分	870-0016	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎5F	097(536)6271	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/oita/">https://www.mod.go.jp/pco/oita/</a>
熊本	860-0047	熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎B棟3F	096(297)2051	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/">https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/</a>
宮崎	880-0901	宮崎市東大湊2丁目1-39	0985(53)2643	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/">https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/</a>
鹿児島	890-8541	鹿児島市東郡元町4番1号 鹿児島第2地方合同庁舎1F	099(253)8920	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/">https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/</a>
沖縄	900-0016	那覇市前島3丁目24-3-1	098(866)5457	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/">https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/</a>

< 自衛官募集ホームページ > < 自衛官募集X(旧ツイッター) >  
(幹部候補生)



● お問合せは、下記自衛隊地方協力本部へ。